

(平成26年7月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認四国地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

## 四国（香川）厚生年金 事案 1221

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和38年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月16日から同年4月1日まで

昭和37年4月にA社に入社し、平成14年6月まで継続して勤務したものの、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。申立期間当時に所属していた同社C事業所が、同社B事業所に組織変更された際の事務処理誤りであるため、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書、同社人事労務部の回答、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間及びその前後の期間において同社に継続して勤務し、申立期間においては同社B事業所に勤務していたことが認められる。

また、A社人事労務部から提出された資料から、昭和38年3月16日に同社B事業所が新設され、それに伴い社員の所属部署が変更になったことが確認できるところ、当該資料により、申立人と同様に、申立期間において同社B事業所に勤務していたことが確認できる二人の同僚は、「申立人は、申立期間においても勤務地や勤務形態に変更は無く、厚生年金保険料の控除も継続されていた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、オンライン記録によると、A社B事業所は、昭和38年4月1日に厚

生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時、同保険の適用事業所となっていない。

しかしながら、申立期間当時、A社は法人の事業所であり、同社から提出された同社B事業所在籍者一覧により、昭和38年3月16日時点において153人の在籍が確認できることから、同社B事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和38年4月の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、A社B事業所に係る適用の届出が遅れたために、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日についても昭和38年4月1日となったと思われる旨回答しており、申立期間において、同社B事業所は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 四国（香川）厚生年金 事案 1224

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を135万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月23日

A社に勤務していた期間のうち、平成15年8月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いことから、確認の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「2003年夏季賞与明細書」によると、申立人がA社から135万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、135万4,000円とすることが妥当である。

また、賞与の支払日については、申立人の供述から判断すると、平成15年8月23日とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 四国（高知）厚生年金 事案 1219

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間（船員保険被保険者記録の有る期間を除く。）について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から45年9月まで  
② 昭和45年10月から46年3月まで

昭和43年3月から45年9月までの期間は、A社の所有するBでC職又はD職として、また、Bを下船後、46年3月までE事業所でFに、それぞれ継続して乗船勤務していたにもかかわらず、一部が別の事業所での船員保険加入記録とされているため、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「長女が生まれる頃の昭和43年3月から45年9月までの期間は、A社の所有するBに継続して乗船勤務していた。」と供述しているところ、A社に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間①及び申立人の同社での船員保険被保険者記録が確認できる期間において、同社で船員保険被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、連絡先が判明した13人に照会し、7人から回答が得られたが、6人は申立人を記憶しておらず、申立人を記憶している1人は、申立人の勤務期間は不明としている。

また、A社は、「当社は、平成11年頃に事業を再開しているが、申立期間①当時の資料は、昭和52年頃の解散時に廃棄したようであり残っていない。」と回答している上、同社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立期間①当時、同社の役員であったことが確認でき、かつ、連絡先が判明した二人は、申立期間当時の資料を保管していないことから、申立期間①のうち、44年9月5日から45年5月26日までの申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

さらに、申立期間①において、申立人の船員保険被保険者記録が確認できる

A社、G社、H事業所及びI社に係る船員保険被保険者名簿に不自然な点は見受けられない。

加えて、オンライン記録上、申立期間①において、申立人がA社で船員保険被保険者資格を喪失した昭和44年9月5日から同社での同被保険者資格を再取得した45年5月26日までの期間において、同社の船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、船員保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が脱落したとは考え難い。

申立期間②について、申立人は、「E事業所でFに乗船勤務していた。また、事務所はJ県にあったが、本社はK県にあったと思う。」と供述しているところ、オンライン記録及び船舶所有者名簿によると、申立期間②当時、J県及びK県において、Eの名称を含む船員保険及び厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、オンライン記録により、有限会社Eという名称の事業所が、K県において、昭和48年10月2日に厚生年金保険の、また、57年7月1日に船員保険の適用を受けていることが確認できるものの、同社は、「当社は、Fの営業を行っていたことはなく、J県に営業所は無い。」と回答している。

さらに、申立期間②において、申立人の船員保険被保険者記録が確認できるA社に係る船員保険被保険者名簿に不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間①及び②のうち、船員保険被保険者記録が確認できる期間を除く期間について、申立人が主張する申立事業所に係る勤務実態及び船員保険料等の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間（船員保険被保険者記録の有る期間を除く。）に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 四国（香川）厚生年金 事案 1220（香川厚生年金事案 661 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 12 月 29 日から 55 年 6 月 2 日まで  
② 昭和 55 年 10 月 21 日から 56 年 4 月 1 日まで

申立期間①について、前回の申立てでは、A社で勤務していたと申し立てていたところ、B社で勤務していたことを思い出した。また、申立期間②についても同社で勤務していたことを思い出したので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについて、申立人は、A社に正社員として勤務していたと申し立てていたところ、i) 同社の事業主の供述及び同社から提出された関係書類により、申立人は、昭和 54 年 5 月 21 日に試採用にて入社し、同年 6 月 6 日に退社したことが確認できるものの、申立期間①における勤務実態が確認できないこと、ii) 申立期間①当時、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述からは、申立人の申立期間①における勤務実態が確認できないこと、iii) 申立人の同社における申立期間①当時の雇用保険の被保険者記録は確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見られないことなどから、既に年金記録確認C地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 23 年 1 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①及び②について、B社で勤務していたと申し立てているところ、申立期間①及び②当時、同社の役員であった者（以下「元役員」という。）は、「申立人が、現在の姓で勤務していたことは覚えている。申立人が勤務した時期は覚えていないが、同社の事務所は、平成元年 1 月 15 日に移転しており、申立人は移転前の事務所で勤務していたと記憶している。」

と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が現在の姓となった以降、同社の事務所が移転するまでの間において、同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①又は②に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者であって、所在の確認ができた15人に照会したところ、回答が得られた7人全員が申立人のことを知らないと回答している。

また、i) 元役員が、「当時は、従業員の出入りが激しく、今日入社した者が明日には辞めてしまうということもあったので、3か月の試用期間を設けており、試用期間後に厚生年金保険に強制的に加入させていた。」と供述していること、ii) 前述の回答が得られた7人の厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得日を確認したところ、雇用保険の被保険者記録が確認できない1人を除いて、厚生年金保険の被保険者資格取得日が、雇用保険の同取得日の1か月から6か月半後になっていることが確認できること、iii) 前述の7人の同僚のうち2人は、「私は、入社から2か月ほど経過した後に厚生年金保険に加入した。」旨供述していることから、申立期間①及び②において、B社では、入社後すぐには厚生年金保険に加入させない取扱いがあったことがうかがえる上、元役員は、「申立人が勤務した期間は短かったと思う。そのため、厚生年金保険に加入していなかったのではないかと思われる。」と供述している。

さらに、B社は、「平成23年9月に経営者が替わり、事務担当者も替わっている上、申立期間①及び②当時の資料は既に廃棄されているため、申立期間①及び②における申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについては不明である。」旨回答している。

加えて、申立期間①及び②において、申立人のB社での雇用保険の被保険者記録は確認できず、申立期間②における同保険の被保険者記録については、別の事業所において昭和55年11月8日に資格取得し、62年8月31日に離職している記録が確認できることから、申立期間②の大部分は、別の事業所で勤務していたものと考えられる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①及び②を含む昭和52年10月から58年5月までの間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の記録を確認したところ、申立人の氏名は確認できない上、同原票の健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 四国（愛媛）厚生年金 事案 1222

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から同年9月1日まで  
② 昭和17年9月1日から19年8月1日まで

申立期間①については、A県にあったB工業製作所で勤務しており、当時、健康保険被保険者証及び労働手帳を持っていた。申立期間②については、C町（現在は、D市）にあったE鉄工所で勤務していた。両事業所共に労働者年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、労働者年金保険の適用事業所であるB工業製作所は確認できないところ、A県内において事業所名称に「B」という名が付く適用事業所は複数確認できるものの、これらの事業所に係る労働者年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は確認できない上、申立事業所を申立人と一緒に退職したとする実兄及び同僚の氏名も確認できない。

また、申立人及びその実兄は、既に亡くなっている上、同僚は特定できないため、申立人が勤務したとする事業所や当該事業所における申立人の勤務実態及び保険料控除に関する供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における労働者年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、C町内において健康保険の適用事業所であるE鉄工所は確認できるものの、同事業所は労働者年金保険の適用事業所とはなっていない上、ほかに「E」という名が付く労働者年金保険の適用事業所である鉄工所は見当たらない。

また、申立人及び同僚だったとされる実兄は、既に亡くなっている上、事業所関係者も特定できないため、申立人が勤務したとする事業所や当該事業所における申立人の勤務実態及び保険料控除に関する供述を得ること

ができない。

このほか、申立人の申立期間②における労働者年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 四国（徳島）厚生年金 事案 1223

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から平成 6 年 11 月 1 日まで  
申立期間について、A社のB部門において正社員として勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元役員及び複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、平成 14 年 1 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、登記簿謄本によれば破産廃止している上、申立期間の一部及び破産廃止時の元代表取締役は、「当時の資料は保管していないため、不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係るオンライン記録において、申立人と同じく平成 6 年に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚、申立期間当時の元取締役が事務担当者として名前を挙げた同僚及び申立人が記憶する同僚のうち連絡先が判明した 16 人に照会を行い、7 人から回答を得られたが、当該同僚のうち 6 人は、「同社では、従業員の希望により厚生年金保険に加入することができた。」旨供述している上、上記の元取締役は、「厚生年金保険の加入については、詳細には記憶していないが、本人の希望を聞いていたと思う。」旨供述しており、同社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録は、平成6年11月1日資格取得、14年1月4日離職となっており、当該資格取得日は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。